

訪問介護ステーションの指定取消に係る返還金等を法人及び役員個人  
に連帯して返還させることを求める住民監査請求の監査結果について

令和8年（2026年）5月8日

八王子市監査委員	廣	瀬	勉
同	直	井	利
同	鈴	木	勇
同	福	安	徹



を行ったものの、法人役員に対しては請求をしていない。法人に対する請求のほか、会社法の規定に基づき法人役員に対して損害賠償請求権を行使し、上記（２）アで生じる返還金について、連帯して支払うことを求めよ。

エ 法人役員に対して、上記（２）ウの返還金に付随する遅延損害金についての支払を求めよ。

### （３）事実証明書

本件請求書には次の書面が添付されていた。

ア 市ホームページに公開された介護サービス事業所の行政処分等について（〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇月〇〇日公開）

イ 東京高等裁判所〇〇〇年（〇〇）第〇〇〇号（〇〇〇年〇〇月〇〇日判決。以下「東京高等裁判所判決」という。）の写し

### （４）東京高等裁判所判決の概要

請求人から事実証明書として提出された東京高等裁判所判決の概要は、次のとおりである。なお、以下のことについては、東京高等裁判所判決の概要を把握する上で必要な原判決の内容を踏まえて記載する。また、東京高等裁判所判決については、〇〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇〇日付けで上告棄却及び不受理決定がなされたことにより確定している。

#### ア 事案の概要

請求人ら（本件請求人以外の者を含む。以下同じ。）が市に対し、法人が市から受給した介護報酬に関し、市が、法人及びその代表取締役らに対し、以下の債権を有すると主張して、その請求をすることを求めた事案である。

（ア）①法人が平成29年（2017年）7月から同年9月までに提供したサービスにより市から受給した介護報酬のうち、市が不正請求による受給と認定した66万9,986円及び②法人が令和元年（2019年）6月から令和2年（2020年）2月まで及び同年6月の審査によって市から受給した介護報酬2,223万8,623円は不正請求による受給であり、上記①②により市が損害を被ったと主張して、民法第709条に基づく損害賠償金として上記①②の合計額である2,290万8,609円及びこれに対する上記①の不法行為後である令和元年（2019年）12月9日（法人の指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の各指定の取消しが告示された日）から支払済みまで平成29年（2017年）法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求

（イ）〇〇は法人の代表取締役として、〇〇は同社の取締役として、重過失による任務懈怠により、同社に上記（ア）①②の不正請求による受給をさせ、これにより市が損害を被ったと主張して、会社法第429条第1項に基づく損害賠償金2,290万8,609円の連帯支払請求

（ウ）〇〇は代表取締役として、〇〇は取締役として、重過失による任務懈怠により、法人が平成29年（2017年）11月から令和元年（2019年）5月までの審査によって受給した介護報酬のうち市が不正請求による受給と

認定した1,508万8,729円（返還金等から加算金を除いた額。以下同じ。）を法人に受給させ、これにより市が損害を被ったと主張して、会社法第429条第1項に基づく損害賠償金として上記のうち令和6年（2024年）1月31日時点における既払金を除く636万9,967円の連帯支払請求

#### イ 裁判所の判断

##### （ア）不法行為に基づく損害賠償責任について

上記ア（ア）①について、市は、この期間の介護報酬は、令和元年（2019年）12月9日の時点で、法人が介護報酬を受給した時（平成29年（2017年）10月から11月まで）から2年が経過しており、介護保険法第22条第3項に基づく返還請求権が介護保険法第200条第1項に定める2年間の消滅時効期間の経過により消滅したと判断し、法人に対する返還請求をしなかった。

このことについて、法人がこれを受給した行為については、市に対する不法行為が成立し、介護保険法第22条第3項に基づく返還請求と不法行為に基づく損害賠償請求とは要件効果が異なる別個の請求権であるから、介護保険法第22条第3項に基づく返還請求が介護保険法第200条第1項により2年の消滅時効で消滅したからといって、市が法人に対し、不法行為に基づく損害賠償をすることが許されなくなると解すべき根拠はない。

他方、上記ア（ア）②の介護報酬については、法人による不正請求が行われたとは認められず不法行為は成立しない。

##### （イ）代表取締役らの損害賠償責任について

代表取締役については、代表者として従業員の不正を阻止するため必要な措置をとる義務があるところ、従業員に業務の一切を任せていて不正請求がされるのを看過し、取締役については、取締役として代表取締役の業務執行が適正に行われるよう監督是正すべき義務があるのに何らの監視も行わず、いずれも重過失による任務懈怠があることから、上記ア（ア）①及びア（ウ）の法人による不正受給によって市に損害を与えたことについて、市に対し会社法第429条に基づく損害賠償責任がある。

#### 4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法第242条第1項及び同条第2項に規定する要件を満たすか否かを検討した結果、次のとおり、一部の請求についてはこれを却下し、他の請求については、同条に定める要件を満たしているものと認め、監査を実施することを決定した。

##### （1）請求人について

令和8年（2026年）3月31日に要件審査を行い、団体である上記1（1）請求人1「〇〇〇〇」について、請求人として要件を満たす団体かどうかについて検討した。

請求人が事実証明書として提出した上記3(3)東京高等裁判所判決の原判決では、「〇〇〇〇」は、①3名の会員により、機関誌の発行を含め、会則に定める目的に従った活動を現に行っており、②多数決の原則に従って総会を運営し、③会則において、目的、事業、会員、役員並びにその選出方法及び任期、会議、経費、会計年度及び会計監査、規約の改廃等に関して一応の定めを設けているものと認められることを理由として、権利能力なき社団に当たるとされている。

そこで、上記判決の状況が、本請求時点においても継続されているかどうかを確認する必要があるが、要件審査時点では、「〇〇〇〇」の代表者から会則等の提出がなかったため、「〇〇〇〇」については、地方自治法第242条第1項に規定される要件を満たす団体であるかどうかを判断することができなかった。

次に、個人である上記1(2)請求人2「〇〇〇〇」については、本市に住所を有していることが確認されたため、住所要件を満たしていると判断した。

以上のことから、昭57・10・27行政実例に倣って、本請求については、地方自治法所定の要件を具備しているものと認める。

なお、監査の実施に当たっては、「〇〇〇〇」が請求人としての要件を満たす団体であるかどうかを改めて確認するため、「〇〇〇〇」の代表者に対し、令和8年(2026年)4月8日を期限として、〇〇〇〇の会則、会員名簿(現在の構成員が分かるもの)及びこれまでの活動実績の分かる書類一式の提出を求めた。

しかしながら、当該代表者からは、同月9日に当該書類一式を提出しない旨の申出があったため、最終的に、団体である「〇〇〇〇」については、請求人としての適否を判断することができなかった。

## (2) 措置要求内容について

本件請求のうち、上記3(2)のイ及びウについては、地方自治法に定める住民監査請求の要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

また、上記3(2)のア及びエについては、地方自治法に定める住民監査請求の要件を満たしていないものと判断し、監査を実施しないこととした。以下に、住民監査請求の要件を満たさないと判断した理由を述べる。

### ア 措置要求アについて

住民監査請求の請求期間については、地方自治法第242条第2項において、財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができないと規定されている。

本件については、上記3(3)アの事実証明書において、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の指定日は令和4年(2022年)2月1日、指定取消日は令和5年(2023年)12月20日であり、当該指定取消処分の効果は、指定日に遡及していることが確認できる。

さらに、同事実証明書においては、指定取消しに伴う返還予定額として、令和5年(2023年)10月審査分までの介護報酬等の金額が記載されており、市の支出行為から、1年を経過していることがわかる。

また、請求人は、指定からの全期間に係る介護報酬等の返還請求を主張して

いるが、仮に法人が、返還予定額である令和5年（2023年）10月審査分以降から指定取消日（令和5年（2023年）12月20日）までに提供していたサービスが存在し、市が当該期間分の介護報酬等を支出していた場合であっても、請求人から措置請求書が提出された日は令和8年（2026年）3月10日であり、介護報酬等の支出行為があった日からは1年を経過していると考えられる。

以上のことから、本件に係る介護報酬等の支出行為は、地方自治法第242条第2項で定める請求の期間を経過しているものと判断した。

なお、市は、当該法人に支給した介護報酬等について、指定から全期間に係る返還請求を行っていることを付す。

#### イ 措置要求エについて

遅延損害金は、債務者が遅滞の責任を負うに至った時点から所定の利率で課されるものである。本件における役員個人の責任については、会社法第429条第1項に基づく任務懈怠により生じた損害の賠償責任であり、これに係る遅延損害金については、市が当該役員らに対して損害賠償請求を行った時点から発生するものである。

本件について、請求人は、上記3（2）ウに記載のとおり、法人が不正に受給した介護報酬等について、市は、法人に対して返還請求を行ったものの、法人役員に対する返還請求を行っていないとして、返還請求を行うよう求めている。また、事実証明書からも、市が役員個人に上記返還請求を行っていることは認められない。

したがって、役員個人が遅滞の責任を負っていると判断することができないため、市が遅延損害金を役員個人に請求しないことについて、地方自治法第242条第1項で定める違法性及び不当性の摘示を欠くものと判断した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

- (1) 法人に対して遅延損害金の請求をしていないことが怠る事実に該当するか。
- (2) 会社法の規定に基づき法人役員に対して損害賠償請求をしていないことが怠る事実に該当するか。
- (3) 虚偽の指定申請及び不正請求に関して、法人役員の関与がどのようなものであったか。

### 2 監査対象部課

次の各部課を監査対象部課とした。

- (1) 指定事業者に係る介護報酬等の支払、徴収に関する事務を所掌している福祉部介護保険課（以下「介護保険課」という。）及び同生活福祉総務課（以下「生活福祉総務課」という。）
- (2) 指定事業者の現地検査等に関する事務を所掌している福祉部指導監査課（以下「指導監査課」という。）
- (3) 介護サービス事業所の指定及び行政処分に関する事務を所掌している福祉部高齢者いきいき課

### 3 証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、証拠の提出及び陳述はなかった。

### 4 関係職員に対する事情聴取

令和8年（2026年）4月16日に介護保険課、指導監査課の職員に対して事情聴取を行った。



イ 訪問介護において、本件監査の実施により提出を受けた資料及び関係者への聞き取りから、不正の手段による指定申請について、代表取締役及び取締役の組織的関与を認定しており、指定第一号訪問事業についても同様の認定を行う。

(4) 介護報酬及び第一号事業支給費の返還請求について

ア 市は、令和6年(2024年)1月16日付け決裁「指定介護事業者の指定取消に伴う介護報酬返還請求額及びその歳入調定について(決定)(事業者名称:株式会社〇〇〇〇〇〇 事業所名称:〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇)」において、返還請求を次のとおり決定した。

(ア) 対象事業者

株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

(イ) 返還対象期間

令和4年(2022年)3月審査分から令和5年(2023年)11月審査分まで

(ウ) 返還額

a 指定訪問介護

介護保険法第22条第3項の規定に基づき、返還額に100分の40を乗じた加算額を含めて返還請求。なお、介護保険法第200条第1項の規定により、返還請求時効は2年となるが、時効を迎えているものはない。

介護報酬返還額 13,310,855円

加算金額 5,324,342円

合計 18,635,197円

b 指定第一号訪問事業

民法第703条の規定に基づき返還請求。なお、地方自治法第236条第1項の規定により、返還請求時効は5年となるが、時効を迎えているものはない。

返還額 246,427円

c a及びbの合計返還額

18,881,624円

イ 市は、法人に令和6年(2024年)1月17日付け〇〇〇〇第〇〇〇〇号「指定介護事業者の指定取消に伴う介護報酬の返還について(通知)」を納付書とともに送付し、令和6年(2024年)2月5日を納付期限として返還を求めた。

(5) 介護扶助費の返還請求について

ア 市は、令和6年(2024年)1月19日付け決裁「取消処分となった介護事業所に対する介護扶助費返還金及び加算金の請求について(決定)」において、返還請求を次のとおり決定した。

(ア) 対象事業者

株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

(イ) 返還対象期間

令和4年(2022年)3月審査分から令和5年(2023年)11月審査分まで

(ウ) 返還額

生活保護法第78条第2項の規定に基づき、返還額に100分の40を乗じた加算額を含めて返還請求。なお、地方自治法第236条第1項の規定により、返還請求時効は5年となるが、時効を迎えているものはない。

介護扶助費返還額 751,747円

加算金額 300,698円

合計 1,052,445円

イ 市は、上記決裁に基づき、法人に令和6年(2024年)1月19日付け〇〇〇〇〇第〇〇〇〇〇号「指定介護事業者の指定取消に伴う介護扶助費の返還金及び加算金の決定について(通知)」を納付書とともに送付し、令和6年(2024年)2月5日を納付期限として返還を求めた。

(6) 納付について

納付が確認できなかったため、令和6年(2024年)2月20日に介護保険課と生活福祉総務課で債権者との納付相談を実施し、分割納付の誓約を行った。その後、定期的に納付相談を実施し、分割納付を行わせている。

## 2 監査対象部課による説明

監査対象部課からは、次のとおり説明があった。

(1) 遅延損害金の請求について

本市では、八王子市債権管理条例第8条において、延滞金について規定しており、公債権については、年14.6%の延滞金を加算して徴収することができることが定められている。

延滞金の徴収に関する規定は、令和4年(2022年)4月1日に施行されており、施行日以後に発生する公債権については、延滞金を徴収するものであり、本事案についても遅延損害金に代わり延滞金を請求するものである。

延滞金は、履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ算定されるものであり、債務者から返還金が完済されるまで、延滞金の合計額が確定できないものであるため、全額返済された時点で最終的な損害額を算出し、納付を求める予定である。なお、所管課(介護保険課及び生活福祉総務課)は、返還の通知において、納入期限までに納付がない場合、八王子市債権管理条例第8条の規定に基づき、延滞金が発生することは債務者に通知している。

(2) 法人役員への請求について

会社法第429条第1項に基づく法人役員への請求については、東京都も強い関心を示しており、全国的に影響が及ぶことから、厚生労働省に対して事務取扱いについて、照会し、対応を確認中とのことであった。

### 3 監査結果

上記の事実関係の確認及び監査対象部課の説明から、次のように判断する。

(1) 市が、法人に対して、返還金に係る延滞金の請求を行っていないことについて

市は、本事案において、遅延損害金に代えて延滞金を請求することとしており、介護報酬返還金（加算金を含む。）、第一号事業支給費返還金及び介護扶助費返還金（加算金を含む。）に係る延滞金について、返還金を完済した後に一括して請求するとのことであった。そのため、所管課は、納入期限までに納付がない場合、八王子市債権管理条例第8条の規定に基づき延滞金が発生する旨は通知していたが、請求は行っていなかった。しかしながら、延滞金は、履行遅滞に陥った時点から発生するものであり、その発生時点において請求して納付を求めないことは、市の債権管理として適切であるとは言えない。

以上のことから、市が、法人に対して、返還金に係る延滞金の請求を行っていないため請求せよという請求人の主張には理由があるものと判断し、請求を認容する。

(2) 市が、会社法の規定に基づき、法人役員に対して損害賠償請求権を行使し、返還金について、連帯して支払わせることについて

前記第13(4)の東京高等裁判所判決において、会社法第429条第1項に基づく損害賠償請求権を有するのに、市が役員に対してこれを行わないことは、その行使を違法に怠ったとする判断が確定した。

しかしながら、本件請求において、市は、法人役員が不正の手段による指定申請及び不正請求に関与していることを確認しているが、法人役員には損害賠償請求権を行使していない。そのため、これを行って、法人役員に連帯して支払うことを求めよという請求人の主張には理由があるものと判断し、請求を認容する。

### 4 結論

以上の判断により、地方自治法第242条第5項の規定により、市長に対し、令和8年（2026年）7月13日までに請求に対する必要な措置を講ずることについて、次のとおり勧告する。

- (1) 延滞金発生から請求、そして徴収に至るまでの延滞金債権の取扱いに関する事務手順を整理し、適切な債権管理及び請求事務を行うように是正すること。
- (2) 当該介護報酬等について、虚偽の指定申請又は不正請求への関与が特定されている役員等に対しては、会社法第429条第1項に基づき、返還請求を行うこと。また、監査調書などにより、任務懈怠等の有無を確認した上で、会社法第429条第1項の適用について適切に判断し、当該判断に基づき必要な措置を講ずること。

### 5 意見

監査結果は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

介護報酬返還金及び加算金並びに介護扶助費返還金及び加算金は、地方税の滞納処分の例による自力執行権を有する強制徴収公債権に位置付けられる。そして、強制徴収公債権の徴収職員には、滞納者の財産の所在や、その換価価値などを確認するための調査（以下「財産調査」という。）を行う権限が付与されている。

しかしながら、現在、債務者本人に対して必要な調査は行われていたものの、金融機関等に対する財産調査は行われていなかった。現在、法人は分割納付により支払いを継続しているが、改めて、分割納付による納付額や納期間の相当性を判断するために、督促後の適切な時期に財産調査を実施し滞納者の資力を把握するとともに、分割納付を承認した場合においても、承認に基づく履行が行われない場合の事務手順を整理し、適正な債権回収事務が実施されるよう留意されたい。